港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定によって、尾道糸崎港

令和六年四月十五日

尾道糸崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 﨑 英 彦

港湾計画の変更の概要

平成五年九月十六日付け広島県報によってその概要を公告した尾道糸崎港港湾計画につ

いて変更した事項は、 次のとおりである。

旅客船埠頭計画

内港	地区名
埠頭用地 一へクタール(旅客施設用地) 小型桟橋 二基(既設)	施設及び規模

2 小型船だまり計画

内港	地区名
埠頭用地 一ヘクタール(既設)物揚場 水深二メートル 延長一〇八メートル(既設)小型桟橋 三基(既設)	施設及び規模

型桟橋 また、 一基廃止を削除する。 内港地区の既設の物揚場 水深三・五メー トル 延長一〇八メー トル廃止及び小

3

港湾環境整備施設計画

内港	地区名
緑地	
一ヘクター	施
ル	設
	及
	び
	規
	模

4 土地利用計画

内港	地区名
緑地 一へクタール 交通機能用地 一へクタール 増頭用地 三へクタール	施設及び規模

\equiv 港湾計画の縦覧の場所

広島県土木建築局港湾漁港整備課(広島市中区基町一○番五二号)